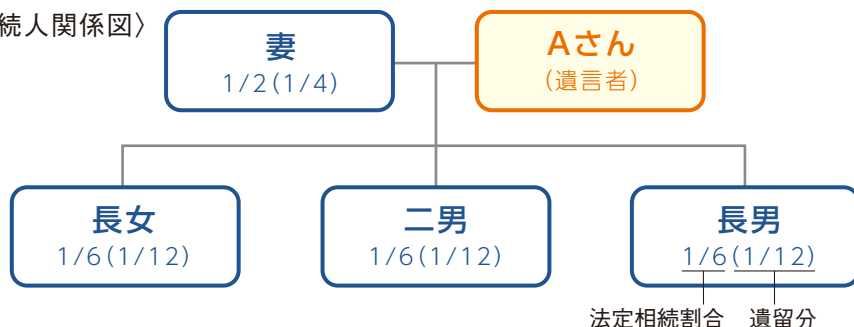


事例

身体の不自由なお子さまがいらっしゃるAさんの遺言

担当者がAさんのご自宅を訪問した時に、「ご存じの通り、長男は障がいを持っており、自分と妻が亡くなった後の生活が心配だ。ほかの子どもも面倒を見てくれると思うが、家族をもっているし、負担をなるべく少なくしたい。何か良い方法はあるのか。」とご相談がありました。

〈相続人関係図〉



資産内容		遺言による財産分け	相続財産合計
自宅	8,000万円	妻 自宅・金融資産	1億円
預貯金	1億円	長男 金融資産(パーソナルトラスト) ^(※1)	3,000万円
株式(上場株式)	4,000万円	二男 金融資産	5,000万円
合計	2億2000万円	長女 金融資産	4,000万円

遺言作成の考え方

- ・長男は、現在自宅で同居しているが、将来は施設等への入居が想定される。十分な資金を遺すために、すでに特定贈与信託^(※2)で3,000万円を贈与しているが、不足しないように、定時定額受取りや、臨時受取りが可能で、管理がしっかりしているパーソナルトラストとして遺す。受益者代理人を、長男を将来にわたりお世話する二男にすることができると安心できる。(遺言によりパーソナルトラストを設定)
- ・妻は自身の親から相続した財産が8,000万円あり、充分生活が可能なので、自宅以外の金融資産は抑えた。

今後の検討事項

- ・結果として多くの資産を長男に遺す形になっており、他の子どもとのバランスについては妻が遺言を作成することで調整する。

(※1) お客さまご自身や大切なご家族に代わって、三菱UFJ信託銀行が最長30年にわたって財産の管理を行います。お客さまのご資金を元本保証の指定金銭信託5年もので安定的に運用を行います。また、お支払方法(定時定額払い・臨時払い)、期間などを自由に設計することができ、遺言による信託設定をすることもできます。 https://www.tr.mufig.jp/shisan/seizenzouyo_01.html

(※2) 特定障害者の方の生活の安定に資する目的で、親族や篤志家など個人の方々が信託した財産を、信託銀行が運用・管理して特定障害者の生活費や医療費に充てる資金を定期的にお支払いする制度です。特定障害者が取得する信託受益権の価額のうち6,000万円までの金額(特別障害者以外の特定障害者の場合、3,000万円までの金額)に相当する部分については、贈与税が非課税となります。 <https://www.tr.mufig.jp/shisan/tokuteizouyo.html>

*本事例は三菱UFJ信託銀行がさまざまな事例を参考に創作したものであり、実際のものとは異なります。

相続・不動産のご相談は三菱UFJ信託銀行へ

ご相談希望日の**3営業日前まで**にお取引店または最寄りの店舗へご予約ください。

スマートフォンからのご予約はこちら



最寄りの店舗をお探しの場合はこちら

